

さいたま市告示第253号

さいたま市中央区役所駐車場管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市中央区役所駐車場管理業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区下落合5-7-10

(3) 業務概要

入札説明書、仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「建築物管理」、営業品目（大分類）「管理業務」内の営業品目（小分類）「駐車場管理」、等級区分がA級又はB級で登載され、本市内に本社を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、当該業務と種類及び規模（駐車台数35台以上）を同じくする契約を1回以上締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札

手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

さいたま市ホームページ URL

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p127581.html>

(1) 交付期間

告示の日から令和８年２月２７日（金）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 提出期間

告示の日から令和８年２月２７日（金）まで（さいたま市の休日定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区下落合５－７－１０　さいたま市中央区役所区民生活部総務課

電話　０４８－８４０－６０１３

(2) 交付日時

令和８年３月６日（金）午前９時から午後４時まで

(3) その他

郵送希望者については、５の書類提出時において返信用定形封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和 8 年 3 月 1 1 日（水）から令和 8 年 3 月 1 6 日（月）まで（持参の場合は、休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒 3 3 8 - 8 6 8 6 さいたま市中央区下落合 5 - 7 - 1 0 さいたま市中央区役所区民生活部総務課

(3) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 3 月 1 7 日（火）午前 1 0 時 1 0 分

イ 場所

6 (1)に同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第 4 項及び第 5 項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区下落合 5 - 7 - 1 0 さいたま市中央区役所区民生活部総務課
電話 0 4 8 （ 8 4 0 ） 6 0 1 3 FAX 0 4 8 （ 8 4 0 ） 6 1 6 0

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市中央区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。